

令和7年8月5日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期(履行) 期限	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	久居(7) 宿舎受水槽清掃役務	久居駐業厚生科	R8.3.31	R7.8.5	R7.8.19 09:00	R7.8.19 10:00		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒514-1118
住所三重県津市久居新町975
契約機関名(担当) 第337会計隊(坂本)
電話番号(内線) 059-255-3133 (内429)

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
久居（7）宿舎受水槽清掃役務	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業厚生科	納	期	8.3.31	
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
久居(7) 宿舍受水槽清掃役務	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	久居駐業厚生科	納期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 7. 8. 18 17:00

内訳書の添付をお願いいたします。(様式は貴社様式)

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名





担当者名

担当者連絡先

表紙含む全3枚

久居（7） 宿舎簡易専用水道検査及び受水槽等清掃役務

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

名 称	久居（7）宿舎簡易専用水道検査及び受水槽等清掃役務			
図面名称	表 紙			
業務隊長	厚生科長	厚生班長		担当者
				
久居駐屯地業務隊管理科営繕班			図面番号	1 / 3

陸上自衛隊仕様書

物品番号		図面番号	2 / 3
件名	久居(7) 宿舍簡易専用水道検査及び受水槽等清掃役務	承認年月日	令和 7年 月 日
		作成年月日	令和 7年 月 日
		変更年月日	
		作成部隊等	久居駐屯地業務隊

- 1 役務場所：三重県津市高茶屋小森町1.6 2 3-1 (高茶屋第2 宿舍)
三重県津市高茶屋4 丁目5-4 (高茶屋第3 宿舍)
三重県津市久居井戸山町1 8 0-3 7 (新町宿舍A棟)
- 2 役務期間：契約締結日～令和8年3月31日
- 3 役務概要：本役務は、各宿舍の受水槽等の清掃及び簡易専用水道検査を行うものである。各宿舍の受水槽等の仕様等については次のとおりとする。

建 物	内 容	規 格・構 造 等	数 量	
高茶屋第2 宿舍	B棟	受水槽	FRP製 15m ³	1基
		高架水槽	FRP製 2m ³	1基
	C棟	受水槽	FRP製 15m ³	1基
		高架水槽	FRP製 2m ³	1基
	D棟	受水槽	FRP製 15m ³	1基
		高架水槽	FRP製 2m ³	1基
高茶屋第3 宿舍	A棟	受水槽	FRP製 15m ³	1基
		高架水槽	FRP製 3m ³	1基
新町宿舍	A棟	受水槽	FRP製 16m ³	1基
		受水槽	FRP製 10m ³	1基

- 4 一般事項
 - (1) 本作業については本仕様書、図面、国土交通省建築保全業務共通仕様書及び各種関係法令等に基づき実施すること。また、仕様書に記載なき事項については監督官との協議によるほか、技術上必要なものは請負業者の責任において良心的に実施すること。
 - (2) 現場管理・安全管理
 - ア 請負者は作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合、損害の事項に対して現状復旧すること。
 - イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
 - ウ 請負者は作業条件を関係者に十分把握させるとともに作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。
 - (3) 請負業者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
 - (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時迄とする。なお時間外・土曜日・日曜日及び祝日等は原則、施工を行わないものとする。やむを得ず施工する場合は、監督官と協議のうえ実施するものとする。
 - (5) 基本的に自衛隊施設からの電気・給水の使用は禁止とする。
 - (6) 作業実施場所以外への立入及び指定場所以外での喫煙は禁止する。
 - (7) 外国籍を有する作業員については在留を許可する証明書等の写しを提出すること。

- 5 特記事項
 - (1) 作業日は監督官と調整し、官側に支障のない日時で実施すること。
 - (2) 作業従事者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められた資格者とし、資格証明書の写しを提出すること。
 - (3) 作業従事者は実施前6ヶ月以内の公的機関の健康診断を提出し、異常のない者のみ作業に従事すること。
 - (4) 作業衣・作業器具は、給水タンク清掃専用のものとする。
 - (5) タンク内での作業については、換気等に十分注意し、事故防止に努めること。
 - (6) タンク内の沈殿物質、浮遊物質及び壁面等に付着した物質は適切な方法で除去、洗浄すること。
 - (7) 洗浄に用いた水はタンク外にすべて排除すること。
 - (8) 清掃終了後、水道引込み管等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないようにすること。
 - (9) 消毒液は、有効塩素50～100mg/lの濃度の次亜塩素ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する塩素剤で行うこと。
 - (10) 受水槽等の消毒は高圧洗浄機により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒に用いた廃液はタンク外にすべて排除すること
 - (11) 簡易専用水道検査は、水道法第34条の2及び水道法施工第56条に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を実施すること。
 - (12) 水質検査・残留塩素の測定
 - ア タンク内の水張り完了後、以下にあげる項目について水質検査を行うこと。

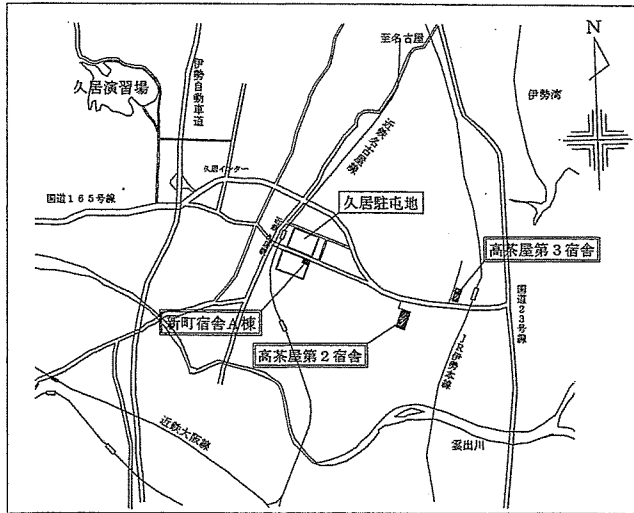
検査項目	基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
残留塩素の含有率	遊離残留塩素0.2mg/l以上

イ 別途、上記を含む水質検査（一般11項目）を実施し、結果票を提出すること。
(検体数は各場所につき1検体とし、採取場所は別途指示する。)

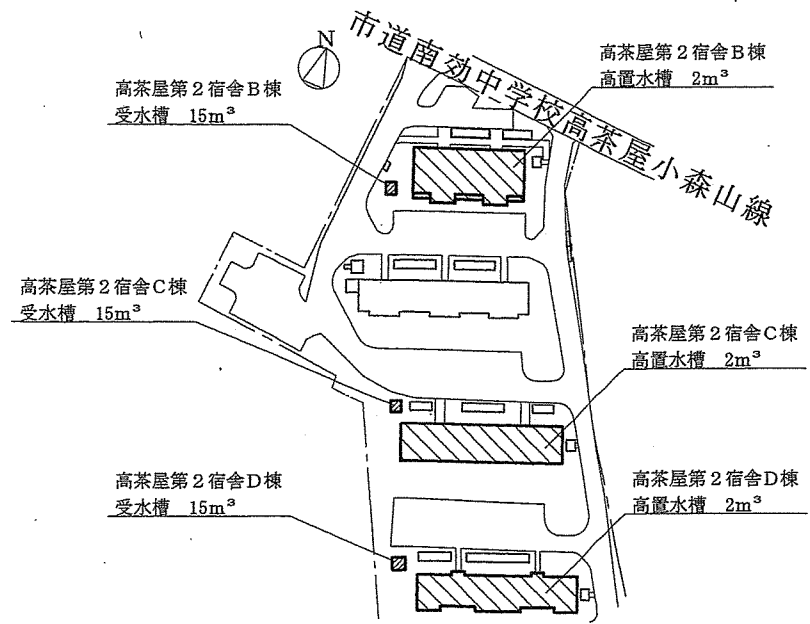
- 6 提出書類
 - (1) 工程表 1部 (契約後速やかに)
 - (2) 現場代理人通知書 1部 (")
 - (3) 着手・完了届 1部 (その都度)
 - (4) 作業日誌 1部 (")
 - (5) 作業写真 1部 (完了後速やかに)
 - (6) その他指示された書類 1部 (必要の都度)

- 7 完成検査

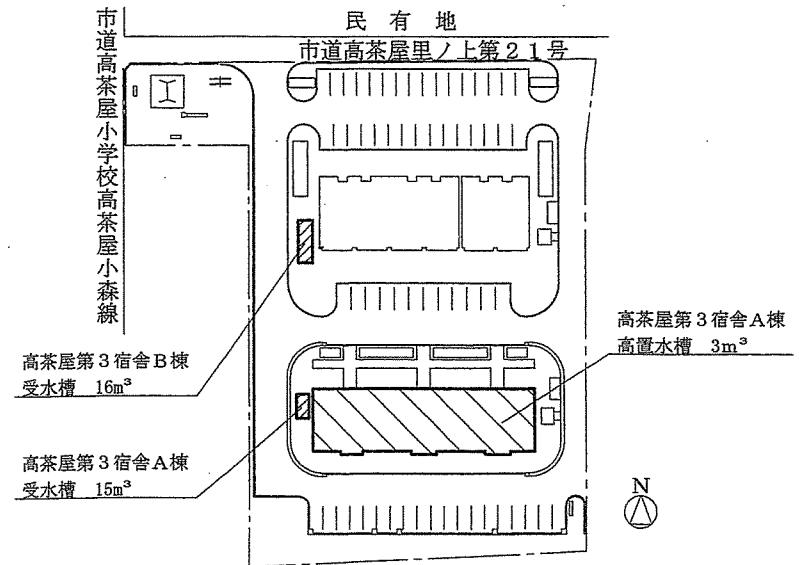
作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以って作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格を以って作業完了とする。



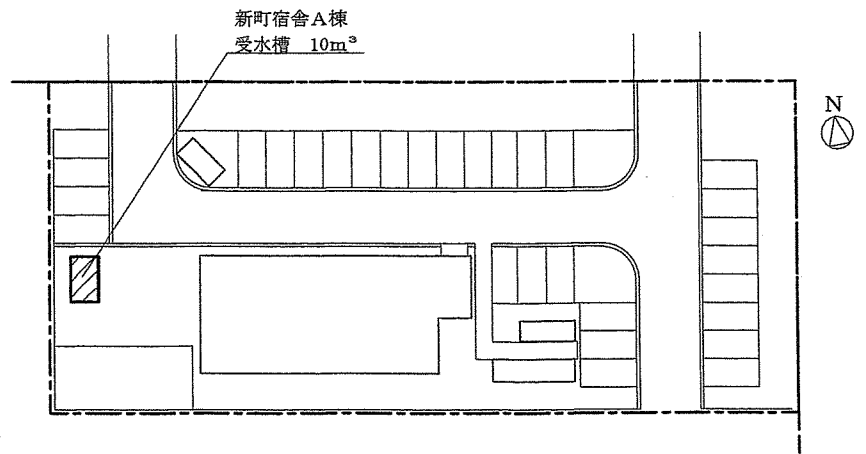
案内図 S=1/X



高茶屋第2宿舍配置図 S=1/X



高茶屋第3宿舍配置図 S=1/X



新町宿舍A棟配置図 S=1/X

工事名称	久居（7）宿舍簡易専用水道検査及び受水槽等清掃役務	
種別	案内図・配置図	図番
	久居駐屯地業務隊管理科営繕班	3 / 3